

郡山市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和8年3月25日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第21号

郡山市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援について基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、犯罪被害者等を地域社会で支えることにより、もって、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全で安心して暮らすことができるよう支援するための取組をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で活動を行う者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調その他の被害をいう。
- (8) 関係機関 国、福島県その他の地方公共団体、警察及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体（以下「民間支援団体」という。）その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 すべての犯罪被害者等は、人としての尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する。

- 2 犯罪被害者等のための支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講じられるものとする。
- 3 犯罪被害者等のための支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるようになるための必要な支援を途切れることなく受けられるよう講じられるものとする。
- 4 犯罪被害者等のための支援は、市及び関係機関が相互の連携を図りながら協力して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、施策を実施するに当たり、関係機関との適切な役割分担に基づき、支援体制を構築するよう努めるとともに、二次被害及び再被害が生じることがないように十分に配慮するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、その就労、勤務、休暇等について、十分に配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡及び調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援に関する相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（経済的負担の軽減）

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担を軽減するための必要な施策を講ずるものとする。

（日常生活の支援）

第9条 市は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるようにするため、関係機関と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

（心身に受けた影響からの回復支援）

第10条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

第11条 市は、犯罪被害者等の安全を確保するため、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定）

第13条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性に関する事業者への啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（市民等及び事業者の理解の増進）

第14条 市は、犯罪等の被害に対する市民等及び事業者の関心を高め、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校等における支援）

第15条 市は、犯罪被害者等が児童、生徒等であるときは、学校等と連携し、必要な支援を行うことができるように施策を講ずるものとする。

（民間支援団体に対する支援）

第16条 市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、情報の提供その他必要な支援を行うことができるよう施策を講ずるものとする。

（支援の制限）

第17条 市は、犯罪被害者等が犯罪を誘発した場合その他の犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。